

平成22年 9月 3日制定

文書館整備検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 新潟市の歴史に関する文書等（以下「資料」という。）の調査，保存及び公開を行う施設（以下「文書館」という。）について検討するために，文書館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 文書館の機能に関する事項
- (2) 文書館が所管する資料の範囲に関する事項
- (3) 資料の管理に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は，委員7人以内で組織する。

2 委員会の委員は，以下に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公文書・古文書について専門的知識を有する者
- (2) 文書館について専門的知識を有する者
- (3) 公募による市民

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は，平成22年10月1日から文書館設置の日までとする。

(任期)

第5条 委員の任期は，2年以内とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任することができる。

(委員の服務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長になる。ただし、委員委嘱後初の会議は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(幹事)

第10条 委員会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、文化観光・スポーツ部歴史文化課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月3日から施行する。